愛知労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金（平成20年愛知労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 28 年 11 月 16 日

愛知労働局長　木暮　康二

第４号中「１時間912円」を「１時間926円」に改める。

愛知労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、愛知県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（平成20年愛知労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 28 年 11 月 16 日

愛知労働局長　木暮　康二

第４号中「１時間882円」を「１時間896円」に改める。

愛知労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、愛知県計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金（平成20年愛知労働局最低賃金公示第７号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 28 年 11 月 16 日

愛知労働局長　木暮　康二

第４号中「１時間841円」を「１時間856円」に改める。

愛知労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、愛知県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年愛知労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 28 年 11 月 16 日

愛知労働局長　木暮　康二

第４号中「１時間852円」を「１時間867円」に改める。

愛知労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金（平成20年愛知労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 28 年 11 月 16 日

愛知労働局長　木暮　康二

第４号中「１時間890円」を「１時間904円」に改める。

愛知労働局最低賃金公示第７号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、愛知県各種商品小売業最低賃金（平成20年愛知労働局最低賃金公示第８号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 28 年 11 月 16 日

愛知労働局長　木暮　康二

第４号中「１時間823円」を「１時間847円」に改める。

愛知労働局最低賃金公示第８号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、愛知県自動車（新車）小売業最低賃金（平成20年愛知労働局最低賃金公示第９号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 28 年 11 月 16 日

愛知労働局長　木暮　康二

第４号中「１時間873円」を「１時間888円」に改める。

島根労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、島根県自動車（新車）小売業最低賃金（平成20年島根労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 28 年 11 月 16 日

島根労働局長　浅野　茂充

第４号中「１時間768円」を「１時間790円」に改める。

岡山労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、岡山県耐火物製造業最低賃金（平成20年岡山労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 28 年 11 月 16 日

岡山労働局長　金田　弘幸

第４号中「１時間858円」を「１時間880円」に改める。

岡山労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、岡山県空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機、家庭用エレベータ、冷凍機・温湿調整装置、玉軸受・ころ軸受、農業用機械、縫製機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、真空装置・真空機器、他に分類されない生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金（平成20年岡山労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 28 年 11 月 16 日

岡山労働局長　金田　弘幸

第４号中「１時間851円」を「１時間873円」に改める。

国土調査の成果の認証の公告

国土調査の結果作成された成果について、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により平成二十八年十一月四日付けをもつて認証したので、同条第四項の規定により公告する。

平成二十八年十一月十六日

国土交通大臣　石井　啓一

一　成果の名称

平成二十七年度都市部官民境界基本調査図及び平成二十七年度都市部官民境界基本調査簿

二　前項に掲げる地図及び簿冊に表記されている地域　茨城県大洗町、埼玉県越谷市、千葉県習志野市、神奈川県相模原市、鎌倉市、静岡県富士市、焼津市、西伊豆町、愛知県西尾市、田原市、三重県津市、伊勢市、熊野市、高知県室戸市、須崎市、宮崎県宮崎市、延岡市の一部

統　計

平成 28 年９月中国際収支状況（速報）

財　務　省

（単位：億円、％）

項　目	９　月	前　月	前年同月
貿易・サービス収支	5,307	1,907	91
（対前年同月比）	（ 5,711.3）	（ —）	（ —）
貿易収支	6,424	2,432	684
（対前年同月比）	（ 839.4）	（ —）	（ —）
輸出	58,386	53,019	63,705
（対前年同月比）	（ −8.3）	（ −9.6）	（ −1.7）
輸入	51,962	50,587	63,021
（対前年同月比）	（ −17.5）	（ −18.3）	（ −12.4）
サービス収支	−1,118	−525	−593
（対前年同月比）	（ 88.6）	（ —）	（ −68.6）